

第5章 共通的・基盤的な施策の推進

第1節 環境に配慮した施策手法の推進

1 環境影響評価制度の概要【環境政策課】

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、「環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する者が、事業の実施前に、その事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討することにより、その事業について環境保全上より望ましいものとしていく仕組み」です。

このように、環境アセスメントの推進は、環境悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくための極めて重要な施策です。

国においては、昭和59年8月に「環境影響評価実施要綱（閣議アセス）」が閣議決定され、国が行う事業及び国の免許等を受けて行われる事業を対象に環境アセスメントが実施されてきました。

その後、平成5年11月に制定された環境基本法において、環境影響評価の推進に係る条文が盛り込まれたこと、また、平成6年12月に制定された「環境基本計画」において「環境影響評価制度については法制度化を含め所要の見直しを行う」との方針が示されたこと等を受け、中央環境審議会の「今後の環境影響評価制度の在り方について」の答申を踏まえ、平成9年3月に「環境影響評価法案」が国会に提出され、同年6月13日に環境影響評価法が公布され、平成11年6月12日から全面施行されました。

また、このほかに、「公有水面埋立法」、「港湾法」等の個別法等に基づいて環境影響評価が実施されています。

本県においては、平成3年4月に「島根県環境影響評価実施要綱（県要綱）」を定め、ゴルフ場の造成等大規模な開発事業で環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業を対象に運用してきました。

その後、平成6年に「島根県行政手続条例」が制定され、行政運営における公平性の確保と透明性の向上が求められるようになりました。

また、平成9年に制定された「島根県環境基本条例」において環境の保全の基本理念とこれに基づく基本的施策の枠組みが示され、環境影響評価については基本的な施策と位置づけられるとともに、環境影響評価のために必要な措置を講ずる（環境影響評価制度の条例化を含めて検討を進める）こととされました。

このように、本県の環境影響評価制度をめぐる状況が変化してきたことを受け、島根県環境審議会の「島根県環境影響評価制度の見直しについて」の答申を踏まえ、平成11年9月に「島根県環境影響評価条例案」が島根県議会に提出され、同年10月1日に「島根県環境影響評価条例（県条例）」が公布され、平成12年4月1日から全面施行されました。

2 環境影響評価の実施状況

本県における平成16年度の環境影響評価の実施状況は、島根県環境影響評価条例に基づくごみ処理施設（方法書）1件及び飛行場（準備書、ただし隣県）1件でした。

表5-1-1 環境影響評価の実施状況

対象事業名	新ごみ処理施設建設事業	美保飛行場拡張整備
対象事業の種類	ごみ処理施設（焼却施設）の設置	滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更
対象事業の規模	処理量 300 t／日	滑走路 2500 m
対象事業実施予定者	松江地区広域行政組合※	国土交通省中国地方整備局長、国土交通省大阪航空局
対象事業実施区域	八束郡鹿島町上講武地内	鳥取県米子市及び境港市
方法書・準備書の区分	方法書	準備書
根拠法令	島根県環境影響評価条例	環境影響評価法
知事意見を述べた日	平成16年12月20日	平成17年1月19日
評価書公告・縦覧	—	平成17年12月26日から1ヶ月

※平成17年3月31日の市町村合併に伴い「松江市」が事業継承した。

3. 土地利用対策

(1) 国土利用計画

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、その利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図っていくことが必要である。

このような趣旨のもとに、昭和52年10月に島根県国土利用計画が策定され、その後、昭和61年3月に第二次計画が策定され、さらに平成8年7月には第三次計画が策定された。また、県内の市町村においては、同様の趣旨に基づき、市町村国土利用計画の策定が県の指導のもとに進められつつあり、平成16年度までに24市町村（合併前）において計画が策定されている。

(2) 島根県土地利用基本計画

土地利用基本計画は、県の区域における都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5つの地域区分並びに土地利用の調整等に関する事項を内容とし、計画書と図面からなっている。

この基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引及び開発行為の規制等を実施するための基本となる計画であり、また土地利用に関する諸計画の上位計画として位置づけられるものである。

第5章 共通的・基盤的な施策の推進

(3) 土地取引の届出勧告制度

国土利用計画法は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としている。

このため、一定面積以上の土地売買等の契約を締結した場合、権利取得者は、知事に届け出なければならないこととされている。

知事は、届出があった場合において、土地の利用目的が土地利用基本計画その他の公表されている土地利用に関する計画に適合せず、適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告することとしている。

(4) 開発事業についての行政指導

面積1ヘクタール以上の土地の開発を行う事業については、計画段階から島根県土地利用対策要綱により開発事業者に対する指導を行っている。

これは、災害の防止や自然環境の保全を図りながら地域の秩序ある開発を進めることにより、適正な土地利用が行われるよう指導調整するものである。

また、ゴルフ場開発に対処して、平成2年度からは、ゴルフ場開発事業についての指導基準を設け、自然環境との調和等に一層の配慮を求めることとしている。

平成16年度における開発事業についての指導及び調整の状況は、次表のとおりである。

表5-1-2 開発事業についての指導件数

事業の種類	宅地造成	土石等採取	敷地造成	ゴルフ場	産廃処分場	その他	計
件数	1	6	7	0	0	3	17

なお、上記のほか、国、地方公共団体、公社等が行う公共事業等については、公共事業等に関する連絡調整要綱により14件の連絡調整を行った。

第2節 公害防止と公害防止体制の整備

1 公害防止協定【環境政策課】

近年、地域住民の生活環境保全意識の高まりを背景として地方公共団体や漁業協同組合、自治会、住民団体と企業との間で公害防止協定を締結する事例が多くなっています。誘致企業についても、環境保全の立場から県や地元市町村との間で協定等を結んでいます。

これらの内容は、工場の立地条件、操業内容等によりそれぞれ特色のあるものとなり、法令による一律の規制とは別に、さらに上乘せした規制基準を定めるなど、きめのこまかい対策がとられるようになっていきます。

公害防止協定の締結は、業種別にみると、製造業が最も多く、中でも窯業土石業が多くなっています。また、地方公共団体が当事者として関与している協定が多くありますが、住民団体独自で企業と締結しているものもあります。

2 公害紛争・苦情の処理【環境政策課】

(1) 公害紛争・苦情処理体制

① 公害紛争の処理

公害紛争のため、公害紛争処理法に基づいて総理府内に公害等調整委員会が設置され、ここで全国的な紛争に係るあっせん、調停、仲裁及び裁定が行われています。

本県では、同法第18条の規定による公害審査委員候補者名簿の方式を採用し、公害等調整委員会の管轄に属さない紛争について、その処理に当たっています。現在までのところ係属した事件は11件であり、平成10年度以降は調停等の申請はありません。

② 公害苦情の処理

公害に関する苦情は地域に密着した問題であり、また公害紛争のもとになるもので、迅速かつ適正に処理する必要があります。このことから、公害苦情の処理及び公害防止に関する事務の取扱いについて「島根県公害等対策事務処理要領」(昭和44年12月制定、50年11月改正)を定め、県と市町村の担当窓口を明らかにするとともに相互の事務分担の明確化を図っています。

(2) 公害苦情の処理状況

① 公害苦情件数

平成16年度に県下で受理した苦情件数は、490件で、前年度と比較して2件(0.4%)増加しました。公害の種類別では、典型7公害で、大気汚染が154件と最も多く、次に水質汚濁の59件、悪臭の42件、騒音の23件と続いています。

典型7公害以外の苦情では、211件のうち廃棄物に関する苦情が116件と最も多くなっています。

② 発生源の状況

発生源別では、事業所からのものでは建設業からの苦情が最も多く56件で、次いで、製造業37件、サービス業25件となっています。

第5章 共通的・基盤的な施策の推進

また、家庭生活（機器、ペットなど）からは49件、野焼きは125件でした。

③用途地域別発生件数

都市計画区域で発生した苦情が266件で、全体の54.3%を占めています。このうち用途地域別では住居地域での苦情が129件、商業（近隣商業を含む）準工業地域が67件、工業地域（工業専用地域を含む）が11件、その他地域が59件となっています。

表5-2-1 公害の種類別・発生源別苦情件数

公害の種類 発生源の種類	公害の種類								
	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
総数	490	154	59	-	23	1	-	42	211
農業	6	-	1	-	-	-	-	3	2
林業	3	-	-	-	1	-	-	1	1
漁業	3	-	-	-	-	-	-	2	1
鉱業	5	2	2	-	-	-	-	-	1
建設業	56	29	5	-	2	-	-	1	19
製造業	37	16	5	-	1	-	-	5	10
電気・ガス・熱供給・水道業	3	1	1	-	-	-	-	1	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業	9	4	-	-	1	-	-	-	4
卸売・小売業	14	3	4	-	-	-	-	1	6
金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食店、宿泊業	6	1	2	-	-	-	-	2	1
医療、福祉	2	-	1	-	1	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
複合サービス事業	5	3	-	-	-	1	-	-	1
サービス業(他に分類されないもの)	20	8	4	-	2	-	-	1	5
公務(他に分類されないもの)	2	-	-	-	1	-	-	-	1
分類不能の産業	5	4	-	-	-	-	-	-	1
会社・事業所以外									
個人	217	78	16	-	13	-	-	15	95
その他	20	1	2	-	1	-	-	3	13
不明	77	4	16	-	-	-	-	7	50

表5-2-2 市町村別、種類別公害苦情・陳情受理件数

種類 市町村	総数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他
松江市	92	46	3	3	-	3	-	-	37
浜田市	54	12	4	2	-	7	-	-	29
出雲市	145	60	21	14	-	13	-	-	37
益田市	65	17	3	2	1	8	-	-	34
大田市	21	5	8	-	-	1	-	-	7
安来市	23	4	4	-	-	3	-	-	12
江津市	14	4	2	1	-	5	-	-	2
雲南市	21	-	4	-	-	-	-	-	17
東出雲町	9	2	2	-	-	-	-	-	5
奥出雲町	12	-	4	-	-	2	-	-	6
飯南町	2	1	-	-	-	-	-	-	1
斐川町	1	-	-	-	-	-	-	-	1
温泉津町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仁摩町	1	-	1	-	-	-	-	-	-
川本町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美郷町	4	-	-	-	-	-	-	-	4
邑南町	2	-	-	-	-	-	-	-	2
金城町	2	-	2	-	-	-	-	-	-
旭町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
弥栄村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三隅町	2	-	-	1	-	-	-	-	1
津和野町	5	1	-	-	-	-	-	-	4
日原町	1	-	-	-	-	-	-	-	1
柿木村	1	1	-	-	-	-	-	-	-
六日市町	5	-	1	-	-	-	-	-	4
海士町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西ノ島町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
知夫村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
隠岐の島町	8	1	-	-	-	-	-	-	7
合計	490	154	59	23	1	42	-	-	211

第5章 共通的・基盤的な施策の推進

3 公害防止管理者制度【環境政策課】

民間における公害防止体制の整備を図るため、昭和46年に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定され、一定規模以上の工場に対しては公害防止の知識及び技術能力を有する者（公害防止管理者等）の選任が義務づけられました。

公害防止管理者の資格は、国家試験に合格するか、あるいは資格認定講習の課程を修了するかにより取得することができます。

なお、平成16年度における公害防止管理者等の選任状況は表5-2-3のとおりです。

表5-2-3 公害防止管理者等の届出状況

(H17. 3.31 現在)

業 種	選任特定工場	公害防止総括者	公害防止主任管理者	公 害 防 止 管 理 者											
				大気関係				水質関係				騒音関係	粉塵関係	振動関係	ダイオキシン関係
				第一種	第二種	第三種	第四種	第一種	第二種	第三種	第四種				
製 造 業	144 [164]	94	3	1	2	11	50	0	19	3	3	2	93	2	3
エネルギー供給業	4 [4]	3	1	0	0	4	0	0	0	1	0	0	1	0	0
合 計	148 [168]	97	4	1	2	15	50	0	19	4	3	2	94	2	3

(注)選任特定工場欄〔 〕内は特定工場数

第3節 環境マネジメントシステムの運用 【環境政策課】

県では平成15年2月に本庁（本庁舎、南庁舎、県議会議事堂及び警察庁舎等を含む）を対象としてISO14001の認証取得し、EMS（環境マネジメントシステム）を運用してきました。また、平成17年2月には益田合同庁舎においてもISOの認証取得をし、EMSのサイトを拡大したところです。

取得後3年目となる平成16年度の運用結果については以下のとおりでした。

1 オフィス活動

省エネ、省資源、リサイクルの推進等のエコオフィス活動に係る取組結果の概要は次のとおりです。

○コピー用紙及び封筒の使用量

本庁では、前年度比91.4%及び84.5%であり、庁内LANの活用によるペーパーレス化等の取組が一層定着しその成果が現れています。

益田合庁では、前年度比74.5%及び96.4%で、コピー用紙では本庁を上回る節減結果となりました。

○水道水の使用量

前年度に比べ、本庁では98.0%、益田合庁では82.1%であり、庁舎内での水道水の節水の呼びかけや、冷房運転の稼働日数の短縮が図られ減少しました。

○一般廃棄物

本庁では紙の使用量削減等により、前年度比49.8%と大幅に減少しました。益田合庁では15年度以前は把握していないため、前年度比については不明です。

○電気及び重油の使用量

本庁での電気使用量は、待機電流が大きな割合を占めるため大きな削減効果はありませんでした。益田合庁では、冷房運転の稼働日数の短縮により、前年度比89.0%でした。

本庁での重油使用量は、冷暖房のこまめな調整により前年度比99.1%とやや減少しました。益田合庁では、15年度の冷夏が影響して、前年度比106.1%と増加しました。

○公用車の燃料使用量

ガソリン及び軽油ともに前年度に比べ減少しました。今後更なるアイドリングストップ及び買い替え時の低燃費車の導入等を促進します。

○グリーン購入

環境保全型製品の購入率（グリーン適合品調達率）は、本庁及び益田合庁で93.3%で、前年度を3.4%下回りましたが、高水準を維持しています。

○経費削減額の試算

本庁ではH15年度実績と比較した場合、エコオフィス活動におけるコスト削減の試算の結果、コピー用紙、封筒、水道及び重油等の使用量減により、12,786千円の経費が削減されました（益田合庁では、重油を除く全項目で使用量減であり、3,813千円の経費が削減）。

本庁では運用を開始したH14年度～H16年度の間で70百万円の効果が得られました。

第5章 共通的・基盤的な施策の推進

2 イベント事業、公共事業に係る環境配慮

イベントの開催及び公共事業の実施に伴う環境影響に配慮するため、「イベント環境配慮指針」及び「公共事業環境配慮指針」に基づき事業を実施しました。

○イベント事業

指針対象（予想来場者数千人以上）となった7つのイベントの実施にあたり、省エネ・省資源及び廃棄物の減量化等に係る事項に配慮し、かつその配慮状況について来場者アンケートによる外部チェックを実施するなど適切に運用されていました。

改善点として、来場者への公共交通機関利用の呼びかけ及び環境配慮の協力等、事前の周知不足があげられ、今後徹底を図って行きます。

○公共事業

指針対象となった17の公共事業の実施にあたり、配慮設定項目数合計553のうち実施項目数合計517、実施率93.5%であり、適切に運用されていました。

今後は、「島根県公共事業環境配慮指針の手引き」の活用を促し、一層の環境配慮を図って行きます。

3 環境改善事業

県環境基本計画に基づく、自然環境の保全創造や環境負荷の低減等の環境施策の総合的な推進に関する環境改善事業117事業については、93事業で目標を達成しました（達成率79.5%）。主な達成事業では、「水質汚濁に係る環境基準の達成率」、「県内の低公害車導入台数」、「下水道の普及率」や「エコショップ認定店舗数」があります。

目標を下回った事業は、目標設定の不相当や実施内容が不十分であったことが原因と考えられ、主な未達成事業では、「中海水質保全計画に係る水質目標値」「植樹本数の累計」、「自然公園の整備率」などがあります。

今後、達成・未達成にかかわらず、チェック内容を次年度事業に反映させながら着実に実施します。

また、目標（成果指標）設定は、出来る限り数値化するとともに、より分かりやすい指標の設定を検討して行きます。

4 法的その他要求事項

庁舎管理施設である冷温水発生機からのばい煙、PCBを含むトランスの管理、排水処理施設の管理及び廃棄物の適正処理等に係る環境関連法規制、並びにその他要求事項（協定等）は、全て遵守されていました。

5 総括事項

環境マネジメントシステムの本格的な運用を開始してから2年半が経過し、全体的に環境意識の向上及び環境マネジメントシステムの定着等、一定の成果が見られました。

今後は、この成果を更に高めるため、各所属での取り組みの徹底やシステムの運用範囲の拡大を行うなど、継続的な改善を図って行きます。

第4節 経済的措置 【経営支援課】

環境保全施設の設置等に対する支援

事業活動に伴う公害を防止し、環境への負荷を低減することは事業者にとっての責務ではありますが、この設備投資は生産性を高めるものが少ない非収益性投資であるため、特に中小企業者にとっては、これらの設備の設置が難しい場合が多いと考えられます。そのため県では、低利な融資制度等を設けて環境保全施設の整備促進を図っています。（貸付制度は表5-3-1のとおり）

なお平成16年度については、本制度の利用はありませんでした。

表5-4-1 環境保全施設に対する貸付制度（平成16年度）

①県の制度

名 称	件 数	貸 付 額
中小企業高度化資金 (共同公害防止等)	0	0千円
環 境 資 金	0	0千円
計	0	0千円

②（財）しまね産業振興財団の制度

名称	件 数	貸 付 額
小規模企業者等設備資金	0	0千円
小規模企業者等設備貸与資金	0	0千円
県単中小企業設備貸与資金	0	0千円
計	0	0千円

環境データなどの資料については、島根県ホームページ
(<http://www.pref.shimane.jp/section/kankyo/keikaku/>)
に掲載しております。

平成 17 年版 島根県環境白書

平成 18 年 3 月発行

編集発行 島根県環境生活部環境政策課
〒 690-8501 島根県松江市殿町 1 番地
TEL (0852) 22 - 5111 (代)

印 刷 有限会社 松本印刷